

随意契約理由一覧表(上下水道局分)(令和6年)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
R6	4	委託	R6.4.1	上下水道局公共用地調査登記等業務	公益社団法人大阪公共嘱託登記士 地家屋調査士協会	当該業者は、官公署が行う業務の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、当該業務に関し、その大小を問わず迅速かつ正確に履行できる唯一の団体であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	上下水道事業統合型財務会計システム保守業務	日本電気株式会社 関西支社	当該システムは日本電気株式会社が開発したものであり、システムの保守業務はソフトウェアの著作権を有する日本電気株式会社以外では履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	上下水道局本庁舎中央監視装置保守点検業務	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー関西支社	当該業者は中央監視装置設置業者であり、局内中央監視設備と同じ監視設備を設置し、遠隔管理を行えるようにしていることから、他の業者では履行することができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	給排水設備工事管理システム保守業務	コンピューターシステム株式会社	本業務は、現在運用中の給排水設備工事管理システムの保守等を行うものであり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で業務を履行することが必要となる。また、システム障害等が発生した場合は、当該システムを使用した業務への影響を最低限に抑えるため、迅速かつ適切な対応が必要となる。 これらのことから、当該システムに係る技術、ノウハウ、システムの構造、プログラム及び設定内容等に関する知識を有しているコンピューターシステム株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。 仮に当該システムの詳細な知識等を有しないものが、本業務を履行した場合、重大な設定ミス等が生じる可能性が増すほか、障害発生時の原因箇所の特定等、迅速な対応が困難になり、当該システムを使用した業務に支障をきたし、市民サービスに影響を及ぼす恐れがある。 なお、コンピューターシステム株式会社は、当該システムの開発者であるドコモ・システムズ株式会社から当該システムの関連技術等を独占的に継承している業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	ガスクロマトグラフ質量分析装置(PH/GC/MS)(VOC用)保守点検業務	株式会社島津アクセス 大阪支店	当該業者は当該装置の設置業者であり、当該装置はコンピューターによる専用の分析ソフトで制御されており、導入時の初期プログラム及び分析条件の作成者でもある当該業者でなければ、当該装置の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	ガスクロマトグラフ質量分析装置(濃縮装置付)保守点検業務	株式会社島津アクセス 大阪支店	当該業者は当該装置の設置業者であり、当該装置はコンピューターによる専用の分析ソフトで制御されており、導入時の初期プログラム及び分析条件の作成者でもある当該業者でなければ、当該装置の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	陶器配水場コントローラ等保守点検業務	メタウォーター株式会社 関西営業部	当該業者は、当該設備機器の開発製造業者であり、他の業者ではシステム(ソフト、ハードウェア)により制御されている当該設備機器の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	堺市上水道地理情報システム運用・保守及びサーバ移行業務	国際航業株式会社大阪支店	「堺市上水道地理情報システム」は平成29年度から令和5年度末まで「新堺市上水道地理情報システム作成及び運用・保守業務」を一般競争入札で国際航業株式会社と契約し、システム作成と5年間の運用・保守業務を行っていた。 本業務は、令和6年度以降も「堺市上水道地理情報システム」を滞りなく稼働し続け、障害の予防・対応による信頼性向上のために、システム運用・保守業務を行うものである。 当該システムは、国際航業株式会社のパッケージ製品を堺市の仕様で追加開発したものであるため、システム仕様詳細は一般に公開されていない。本業務の随意契約の相手方である国際航業株式会社は、当該システム開発業者であり、仕様詳細を熟知していることから、国際航業株式会社以外の者では本業務を履行できない。 仮に本業務を国際航業株式会社以外の者が本業務を実施した場合、当該システムに障害が生じ、業務継続させることができない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	

随意契約理由一覧表(上下水道局分)(令和6年)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
R6	4	委託	R6.4.1	水道工事CAD設計積算システム(令和元年度稼働開始分)保守等業務	株式会社管総研	当該業者は当該システムを開発したもので、システムにおける詳細な設定等に必要な専門知識を有している。また、システムの機能を損なうことなく円滑に積算歩掛等のシステム反映を行うためには、システム厚生を熟知した当該業者に委託する必要がある。 以上の理由により当システムは当該業者でないと履行できない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	下水道工事設計積算システム保守点検業務	株式会社江守情報	当該システムの開発業者であり、当該システムにおけるデータベース構造及びプログラムに関する専門的知識を有している株式会社江守情報以外では履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	場外遠隔監視装置保守点検業務	株式会社明電エンジニアリング 関西支社	当該業者は三宝水再生センター・浜寺下水ポンプ場・湊石津下水ポンプ場・出島下水ポンプ場・戎橋下水ポンプ場の遠隔監視装置とITV監視システムの製作・設置業者である株式会社明舎のメンテナンス部門の業務移管を受けており、他の業者では当システム(ソフト、ハードウェア)により制御されている装置の保守点検ができないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	三宝水再生センターほか高圧絶縁監視業務	一般財団法人関西電気保安協会 堺営業所	当該業者は当該監視装置の製造設置業者で特許も取得しており、他の業者では履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	三宝水再生センター2系放流水水質計器保守点検業務	株式会社堀場テクノサービス	当該業者は製造・設置業者である(株)堀場製作所のメンテナンス部門を担っており、動作確認や保守・修理対応を可能にするため調整点検及び取替部品の取替は当該業者以外では出来ないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	三宝水再生センター水処理中央監視制御装置保守点検業務	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	当該業者は、水処理中央監視制御装置及び特高自家発棟のSIS(固定絶縁スイッチギヤ)の製作・設置業者であり、動作確認や保守・修理対応を可能にするため、他の業者では東芝製システム(ソフト、ハードウェア)により制御されている当該装置の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	堺浜関連施設中央監視制御装置保守点検業務	メタウォーター株式会社 関西営業部	当該業者は堺浜関連施設の中央監視制御装置の製作・設置業者であり、動作確認や保守・修理対応を可能にするため、他の業者ではメタウォーター製システム(ソフト、ハードウェア)により制御されている当該装置の保守点検ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	三宝水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	石津水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	
R6	4	委託	R6.4.1	泉北水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)	

随意契約理由一覧表(上下水道局分) (令和6年)

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
R6	4	委託	R6.4.1	水道料金等電子バーコード・ペーパーレス決済収納代行業務	株式会社電算システム	<p>本業務は上下水道局スマートフォンアプリ「すいりん」を利用した電子バーコード・ペーパーレス決済サービスの収納代行業務である。</p> <p>「すいりん」を利用した決済システムの導入に際しては、「すいりん」に株式会社電算システムの電子バーコードシステムを実装するとともに、当該の電子バーコードシステムと連携できるよう、水道料金等管理システムの改修を行っている。</p> <p>仮に本業務を当該業者以外が履行した場合、既存の料金システムと連携した情報システムを有していないため、現行の水道料金及び下水道使用料の「すいりん」を利用した決済及び局への入金処理ができなくなり、事業に重大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>このことから、既存の料金システムと連携した情報システムを有している唯一の業者である株式会社電算システム以外では適正な履行ができないため、当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
R6	4	委託	R6.4.1	下水道事業受益者負担金等情報システム保守業務	株式会社南大阪電子計算センター	<p>本業務は、現在運用中の下水道事業受益者負担金等情報システムの保守等を行うものであり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で業務を履行することが必要となる。また、システム障害等が発生した場合は、当該システムを使用した業務への影響を最低限に抑えるため、迅速かつ適切な対応が必要となる。</p> <p>仮に、当該システムの詳細な知識等を有しない者が、本業務を履行した場合、重大な設定ミス等が生じる可能性が増すほか、障害発生時の原因箇所の特定や責任の所在(開発業者の責任か、保守業者の責任か)が不明瞭になる等、迅速な対応が困難になり、当該システムを使用した業務に支障をきたし、市民サービスに影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>これらのことから、当該システムの開発業者であり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等に関する知識を有している株式会社南大阪電子計算センター以外では履行できないため、当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
R6	4	委託	R6.4.1	水道料金等クレジットカード決済代行等業務	株式会社エフレジ	<p>本業務は利用者からの水道料金等のクレジットカードでの支払を代行する業務であり、契約当初においては一般競争入札により令和3年度から令和5年度までの契約期間で業務履行を行い、契約期間が満了する令和6年度以降においては、クレジットカード決済代行業者(以下「代行業者」という。)間によるカード情報の移行ができない前提のもと、代行業者の変更による再申請等の利用者負担を考慮し、当面の間、現受注者との随意契約による業務履行を想定していた。</p> <p>その後、令和6年度以降の契約に先立ち、更なる効率的な契約事務の検討を行ったところ、代行業者間によるカード情報の移行作業が可能であり、一般競争入札による次期契約業者の選定が可能であることが判明した。このため、本市においても次期契約の方法を現受注者と協議を重ねた結果、代行業者間によるカード情報移行を行うことで一般競争入札が可能であるとの判断に至った。</p> <p>しかしながら、新規業者が本業務を履行するためには、新たに本市専用の決済システムを構築する必要があり、適正な業務履行のためには約1年間の準備期間を要するため、令和7年度当初からの契約において対応可能な状況であり、令和6年度の対応は困難な状況にある。</p> <p>このため、令和6年度の本業務の履行においては、これまで業務を行ってきた既存決済システムを有する現受注者しか適切に履行できないため、現受注者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
R6	4	物品	R6.4.1	積算資料掲載単価データ	一般財団法人経済調査会 関西支部	<p>本調達物品は、一般財団法人経済調査会発行物の「掲載単価」を元に作成されたデータであり、それらのデータを水道工事CAD設計積算システムにて共同利用するために必要なものである。また、本調達物品の購入にあたっては、水道工事CAD設計積算システムにデータ搭載するため、一般財団法人経済調査会による単価データ調整等が必要であり、当該業者以外に調達先がないものである。</p> <p>以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、一般財団法人経済調査会と一者による随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	
R6	4	物品	R6.4.1	建設物価掲載単価データ	一般財団法人建設物価調査会 大阪事務所	<p>本調達物品は、一般財団法人建設物価調査会発行物の「掲載単価」を元に作成されたデータであり、それらのデータを水道工事CAD設計積算システムにて共同利用するために必要なものである。また、本調達物品の購入にあたっては、水道工事CAD設計積算システムにデータ搭載するため、一般財団法人建設物価調査会による単価データ調整等が必要であり、当該業者以外に調達先がないものである。</p> <p>以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、一般財団法人建設物価調査会と一者による随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)</p>	